

平成26年（措）第10号

排 除 措 置 命 令 書

佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

ダイレックス株式会社

同代表者 代表取締役 大 嶋 秀 昭

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙1「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙1「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 ダイレックス株式会社（以下「ダイレックス」という。）は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
  - (1) 遅くとも平成21年6月28日以降、自社と継続的な取引関係にある納入業者のうち別表記載の者（以下「特定納入業者」という。）に対して行っていた次の行為を取りやめていることを確認すること。
    - ア 新規開店又は改装開店に際し、特定納入業者である78名に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、ダイレックスの仕入担当者が定めた棚割り（当該商品を陳列する場所及び方法をいう。以下同じ。）に基づく当該商品の陳列等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた行為

イ(ア) 閉店（改装開店を実施するための閉店を含む。）の際に実施するセール（以下「閉店セール」という。）に際し，特定納入業者のうち66名に対し，閉店セールの「協賛金」等の名目で，あらかじめ算出根拠，使途等について明確に説明することなく，当該特定納入業者が販売促進効果を得ることができないにもかかわらず，当該特定納入業者が納入した商品であって，ダイレックスが定めた割引率で販売した商品の割引額に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた行為

(イ) 平成23年5月4日に発生したダイレックス朝倉店の火災に際し，当該火災により滅失又は毀損した商品（以下「火災滅失毀損商品」という。）を納入した特定納入業者のうち48名に対し，火災滅失毀損商品を販売できないことによるダイレックスの損失を補填するため，火災滅失毀損商品の納入価格に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた行為

(2) 今後，前記(1)の行為と同様の行為を行わないこと。

2 ダイレックスは，前項に基づいて採った措置を，納入業者に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 ダイレックスは，今後，第1項(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。

4 ダイレックスは，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については，前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならない。かつ，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定

(2) 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

5(1) ダイレックスは、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

(2) ダイレックスは、前項(2)に基づいて講じた措置の実施内容を、今後3年間、毎年、公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

1(1) ダイレックスは、肩書地に本店を置き、別紙2記載の区域において、「ダイレックス」等と称する店舗を運営し、食料品、酒類、日用雑貨品、家庭用電気製品、衣料品等の小売業を営む、いわゆる総合ディスカウント業者である。

(2)ア ダイレックスは、自社の店舗で販売する商品のほとんど全てを納入業者から買取りの方法で仕入れており、仕入担当者が、納入業者との間で取引条件等の交渉を行い、事前に、当該納入業者から仕入れる商品及び当該商品の仕入価格等の取引条件を決定していた。

イ 納入業者は、食料品、酒類、日用雑貨品、家庭用電気製品、衣料品等の製造業者又は卸売業者であった。

(3) ダイレックスは、新規開店又は改装開店を実施する店舗で販売する商品について、基本的には、ダイレックスの仕入担当者が定めた棚割りに基づいた陳列を行っていた。

(4)ア ダイレックスは、平成21年にあつては2月21日から翌年2月20日まで、平成22年以降にあつては毎年4月1日から翌年3月末日までを事業年度としているところ(平成22年3月に変則決算を行っている。)、ダイレックスの売上高は、平成21年度にあつては944億円、平成24年度にあつては1183億円であり、平成21年から平成24年までのこれら各年度において年々増加していた。また、これら各年度におけるダイレックスの売上高は、食料品、酒類、日用雑貨品、家庭用電気製品、衣料品

等の小売業を営む、いわゆる総合ディスカウント業者の全国における売上高の順位において、平成21年度及び平成22年度にあつては第5位、平成23年度及び平成24年度にあつては第4位であった。

イ 特定納入業者は、平成21年6月28日から平成24年12月16日までの間において、他の事業者との取引を開始又は拡大することにより、ダイレックスに対する売上高と同額又はそれ以上の額の売上高を確保することが困難な者であった。

ウ 特定納入業者の中には、前記イの期間において、当該特定納入業者の総売上高に占めるダイレックスに対する売上高の割合が高い又はダイレックスに対する売上高が大きい者が存在していた。

エ 特定納入業者は、前記イの期間において、前記アからウまでの事情等により、ダイレックスとの取引の継続が困難になれば事業経営上大きな支障を来すこととなり、このため、ダイレックスとの取引を継続する上で、ダイレックスからの不利益な要請を受け入れざるを得ないような立場にあり、その取引上の地位はダイレックスに対して劣っていた。

2 ダイレックスは、遅くとも平成21年6月28日以降、特定納入業者に対して、次の行為を行っていた。

(1)ア 新規開店又は改装開店に際し、特定納入業者の全てに対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、ダイレックスの仕入担当者が定めた棚割りに基づく当該商品の陳列等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、仕入担当者又は情報課担当者から、これらの作業を行う店舗、日時等を連絡することにより、その従業員等を派遣するよう要請していた。

当該要請を受けた特定納入業者は、ダイレックスとの取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、その従業員等を派遣していた。また、ダイレックスは、当該派遣のために通常必要な費用を負担していなかった。

イ 前記アの行為によって、ダイレックスは、特定納入業者である78名に対して、平成21年6月28日から平成24年12月16日までの間に、新規開店又は改装開店を実施した135店舗に、少なくとも延べ8,000人の従業員等を派遣させて使用していた。

(2)ア(ア) 閉店セールに際し、仕入担当者から、特定納入業者の大部分に対し、閉店セールの「協賛金」等の名目で、あらかじめ算出根拠、用途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が販売促進効果を得ることができないにもかかわらず、当該特定納入業者が納入した商品であって、ダイレックスが定めた割引率で販売した商品の割引額に相当する額の一部又は全部の金銭の提供を要請していた。

当該要請を受けた特定納入業者は、ダイレックスとの取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、金銭を提供していた。

(イ) 前記(ア)の行為によって、ダイレックスは、特定納入業者のうち66名に対して、平成21年6月28日から平成24年12月16日までの間に、閉店セールに際し、少なくとも総額4000万円の金銭を提供させていた。

イ(ア) 平成23年5月4日に発生したダイレックス朝倉店の火災に際し、仕入担当者等から、特定納入業者の過半に対し、火災滅失毀損商品を販売できないことによるダイレックスの損失を補填するため、火災滅失毀損商品の納入価格に相当する額の一部又は全部の金銭の提供を要請していた。

当該要請を受けた特定納入業者は、ダイレックスとの取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、金銭を提供していた。

(イ) 前記(ア)の行為によって、ダイレックスは、特定納入業者のうち48名に対して、ダイレックス朝倉店の火災に際し、少なくとも総額1100万円の金銭を提供させていた。

3 本件について、公正取引委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ、ダイレックスは、平成24年12月17日以降、前記2の行為を取りやめている。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、ダイレックスは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭又は役務を提供させていたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第9項第5号ロ（私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）の施行日である平成22年1月1日前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第14項第2号）に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。このため、ダイレックスは、独占禁止法第20条第2項において準用する独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の審査開始を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、ダイレックスに対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき、本文のとおり命令する。

平成26年6月5日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 小 田 切 宏 之

委員 幕 田 英 雄

委員 山 崎 恒

委員 山 本 和 史

【別表については添付省略】

別紙 1

番号	用語	定義
1	納入業者	ダイレックスが自ら販売する商品を、ダイレックスに直接販売して納入する事業者
2	新規開店	ダイレックスが、新たに店舗を設置（既存の店舗を閉鎖して同所で建て替えること及び同所以外の場所に店舗を移転することを含む。）して、当該店舗の営業を開始すること。
3	改装開店	ダイレックスが、自社の既存の店舗について、一時的に営業を取りやめて、売場の移動、売場面積の拡縮、設備の改修その他の改装を実施した上で、当該店舗の営業を再開すること。
4	仕入担当者	ダイレックスの店舗で販売する商品及びその販売方針を決定し、納入業者との間で商品の取引条件等を交渉する業務を行うダイレックスの商品部に所属する従業員
5	情報課担当者	新規開店又は改装開店に必要な作業等を実施する業務を行うダイレックスの商品部に事実上設置された情報課と称する部署に所属する従業員

## 別紙 2

福岡県，長崎県，熊本県，佐賀県，大分県，宮崎県，鹿児島県，徳島県，香川県，沖縄県，広島県，岡山県，山口県，愛媛県，埼玉県，山梨県